北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針(案)

令和5年(2023年) 月

北 海 道

_	1	_

北海道農地中間管理事業の推進に関する基本方針

本道においては、担い手への農用地の集積割合は、すでに国の目標の8割を上回っている状況にあるものの、農用地が分散しているため作業効率が低下し、規模のメリットが十分に発揮できない場合があるほか、農業者の高齢化が進展しており、今後、耕作放棄地の増加なども懸念される。

こうした中、本道農業の持続的な発展を図るためには、今後、できるだけ面的にまとまりをもった形で担い手への農用地の集積を一層進めていくことが重要であり、従来からの売買に加え、貸借の仕組みも加わった農地中間管理機構の制度を有効に活用することにより、本道の力強い農業構造の実現を図るとの観点から、次のとおり、北海道における農地中間管理事業の推進に関する基本方針を定める。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

本道農業の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成・確保するとともに、これらの経営に農用地を集積させることが重要であることから、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進等により、担い手が利用する農用地の面積の目標を次のとおりとする。

	平成24年度	令和5年度
耕地面積(①)	1, 153, 000 ha	1, 153, 000 ha
うち担い手が利用する面積(②)	994, 000 ha	1,095,000 ha
育成すべき経営の数		
〇 認定農業者	31,410 経営体	31,000 経営体
うち個人	28,959 経営体	27,000 経営体
うち法人	2,451 経営体	4,000 経営体
○ 集落営農 * 1	40 組織体	0 組織
〇 認定就農者	- 経営体	1,200 経営体
○ その他(基本構想水準到達者) *2	975 経営体	0 経営体
2/1	86.2%	95%程度

- *1 「集落営農」については、認定農業者(法人)に誘導していくものとし、 令和5年度においてはゼロとしている。
- *2 「基本構想水準到達者」については、認定農業者に誘導していくもの とし、令和5年度においてはゼロとしている。

2 1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化 及び高度化の促進に関する目標

担い手への農用地の集積とともに、より一層の生産性の向上を図るための集約化や、 耕作放棄地の発生防止・解消を図ることが重要であることから、農用地の利用の効率 化及び高度化の促進に関する目標を次のとおりとする。

	平成24年度	令和5年度
○ 各担い手の利用する団地(連続して作業ができる圃場)の平均面積		1.5倍程度
○ 遊休農地面積 うち 再生可能 うち 再生不能	4, 110 ha 2, 666 ha 1, 444 ha	0 ha 0 ha 0 ha

⁽注) 各担い手の利用する団地の平均面積については、機構が貸付を行っている農業者のデータで把握する。

3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- (1) 農地中間管理事業を適正かつ確実に行うことができると認められる法人を農地中間管理機構として指定する。
- (2) 担い手への農用地の集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進めるため、 従来からの売買に加えて、貸借の仕組みも加わった農地中間管理機構を中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- (3) 地域において、「地域計画」の策定・見直しを積極的に進める中で、農業者の将来の経営規模や農用地の利用に関する意向等を踏まえ、農用地の集積・集約化に向けた合意形成を図る。その上で、本計画と連動して、農地中間管理機構の農地中間管理事業や農地売買等事業等のほか、従来から市町村等が実施している農地流動化施策を効果的に活用することにより、農用地の集積・集約化を効率的かつ効果的に推進する。

4 農地中間管理事業の実施方法

- (1) 農地中間管理事業がそれぞれの地域において成果を挙げるためには、地域の実情を熟知している市町村及び農業委員会の積極的な取組が不可欠であることから、全ての市町村(農業委員会を含む)に、その同意を得て業務委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等についても、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合には、委託を進める。

5 農地中間管理事業に関する啓発普及

<u>地域計画</u>の<u>策定</u>・見直しにあたっては、農地中間管理機構の活用方針についても話し合うよう促すなど、関係機関・団体は、地域の関係者に対し、農地中間管理事業の活用方法等について周知に努める。

6 関係機関・団体の連携及び協力

北海道、農地中間管理機構、市長会、町村会、農業会議、株式会社日本政策金融公庫、株式会社農林漁業成長産業化支援機構が出資等を行うサブファンド、農業関係団体等からなる連携・協力会議を設け、密接な連携・協力のもとに、農地中間管理事業等の推進を図る。